

**Q200. 能力の高い定年退職者に重要な職務に従事してもらうため、通常の高年齢者よりも高い給料で仕事をしてもらいたい場合はどうすればいいでしょうか。**

能力が高く、定年退職後も通常の高年齢者よりも高い給料を支払ってでも重要な職務に従事して欲しい高年齢者については、

- ① 定年退職者全員に適用される継続雇用制度（高年法9条）とは別枠の嘱託社員として雇用するか、
- ② 取締役を選任して経営に参加してもらうことをお勧めします。

①に関しては、通常継続雇用制度で再雇用し、賃金額を調整することでも対応できなくはありませんが、少なくとも労働条件が大幅に異なる再雇用者については、別枠の制度を設けてそれを適用するのが望ましいと考えます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所  
代表弁護士 藤田 進太郎